

茨城県報 第5589号

昭和43年3月18日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

	ページ
●国民健康保険療養取扱機関の申し出(国民健康保険課).....	1
●家畜伝染病の発生及び転帰(畜産課).....	2
●ニューカッスル病予防のための移動禁止地区等の指定の一部改正(〃).....	2
●土浦市の行なう農業共済事業の実施区域等(農地課).....	2
●青果物市場の開設期間の更新(農産園芸課).....	3
●南原地区の換地計画の認可(農地課).....	3
●西原地区の換地計画の認可(〃).....	3
●稲荷原・秋山地区の換地計画の認可(〃).....	3
●土地改良法に基づく交換分合計画の認可(〃).....	4
●小桜土地改良区設立の縦覧(耕地第二課).....	4
●磯部地区土地改良事業の縦覧(〃).....	5
●正志開拓地区土地改良事業の認可(〃).....	5
●上之島地区土地改良事業の認可(〃).....	5
●阿波崎地区土地改良事業の認可(〃).....	5
●上須田地区土地改良事業の認可(〃).....	5
●八千石地区土地改良事業の認可(〃).....	6
●栗原地区土地改良事業の認可(耕地第二課).....	6
●県営玉造地区土地改良事業計画の縦覧(〃).....	6
●県営神の池地区土地改良事業計画の縦覧(〃).....	6
●県営勝瓜大井口地区土地改良事業計画の縦覧(〃).....	6
●土浦市外十五ヶ町村土地改良事業(維持管理計画変更)の縦覧(〃).....	7
●土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款変更の認可(〃).....	7
●宮沢昭ほか2名土地改良事業(共同施行)の縦覧(〃).....	7
●高塚惣一郎ほか1名土地改良事業(共同施行)の縦覧(〃).....	8
●道路の路線の認定(道路補修課).....	8
●道路の区域の決定(〃).....	8
●道路の供用開始(〃).....	9
●道路の路線の廃止(〃).....	9
●土地立ち入り測量(監理課).....	10

公告

告示

茨城県告示第299号

次の者は国民健康保険法第37条第3項の規定により、国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により告示する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩上二郎

申出受理年月日	機 関 名	所 在 地
43. 3. 5	蘇 原 内 科 医 院	結城市国府町7527
〃	取 手 整 形 外 科 医 院	北相馬郡取手町栗山甲547
43. 2. 1	栗 田 病 院	那珂郡那珂町豊喰505
43. 3. 1	う い 小 児 科 医 院	日立市金沢町1954の6
〃	日 高 外 科 耳 鼻 科 医 院	土浦市川口町890の3
〃	関 外 科 整 形 外 科 医 院	笠間市御旗前1470の4
43. 2. 1	小 松 崎 診 療 所	下館市根岸町92
43. 2. 16	植竹病院附属診療所	北相馬郡取手町甲787の1
43. 3. 1	小 室 歯 科 医 院	水戸市渡里町狸久米2737の1
〃	斎 藤 歯 科 医 院	勝田市勝倉大平3433の1405
〃	長 浜 久 能 歯 科 医 院	猿島郡総和町大字久能506の2
43. 1. 5	関 根 歯 科 医 院	東茨城郡大洗町磯浜1269

茨城県告示第300号

家畜伝染病が次のとおり発生及び転帰した。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

病 名	発生(決定)月日	発生羽数	転 帰	発 生 場 所
ニューカッスル病	3 月 8 日	28羽	自衛殺 28羽	稲敷郡阿見町

茨城県告示第301号

昭和43年2月5日茨城県告示第118号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための移動禁止区域等の指定の一部を次のように改める。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中 西茨城郡岩瀬町犬田を削り、稲敷郡阿見町下吉原を加える。

茨城県告示第302号

農業災害補償法第85条の3第1項の規定による農業共済事業を行なう市及び当該市が行なう共済事業の実施区域を同法第85条の3第3項の規定に基づき次のように公示する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

市 名	共済事業の実施区域	当該市に対し移譲の申し出を行なつた農業共済組合名	実 施 期 日
土 浦 市	土浦市の区域一円	土 浦 市 農 業 共 済 組 合	昭和43年4月1日

茨城県告示第303号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第7条の規定により、下記市場の開設期間の更新を許可したので同条例第16条の規定により公示する。

昭和43年3月18日

茨城県県北農林事務所長 黒 沢 猛 雄
記

市 場 名	所 在 地	許 可 年 月 日	許 可 期 間
協同組合 大 宮 青 果 市 場	那珂郡大宮町384番地	昭和43年3月4日	昭和43年3月30日から 昭和46年3月29日まで

茨城県告示第304号

昭和43年3月5日付で大和村長千勝堅から申請のあつた大和村営南原地区の換地計画の認可申請については、昭和43年3月18日認可したから土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第4号)附則第12項に基づく改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3において準用する同法第52条第8項の規定により公示する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第305号

昭和43年3月5日付で大和村長千勝堅から申請のあつた大和村営西原地区の換地計画の認可申請については、昭和43年3月18日認可したから土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)附則第12項に基づく改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3において準用する同法第52条第8項の規定により公示する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第306号

昭和43年3月5日付で大和村共同施行者代表藤田文市郎から申請のあつた稲荷原、秋山地区の換地計画の認可申請については、昭和43年3月18日認可したから土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)附則第12項に基づく改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条第8項の規定により公示する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第307号

下記事業主体から申請のあつた土地改良法第98条第8項(同法第111条において準用する場合を含む。)の規定による交換分合計画は、昭和43年3月18日認可したから同条第10項の規定により公示する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

事業主体名	地区名	事業主体名	地区名
小川町農業委員会	上吉影, 飯前	下館市	野田
桂村	岩船	水海道市	水海道南西
大洗町	広浦干拓	協和町	協和中部
七会村	徳蔵, 赤沢	千代川村	蚕飼
大洋村	上幡木	〃	別府
阿見町	吉原	石下町	石下東部
八郷町	小桜南部	〃	石下西部
〃	園部真家	三和村	東山田北部
豊里町	神手	猿島町	沓掛
筑波町	上大島	〃	生子菅谷
大穂町	又丸	石岡市	染谷
谷田部町	片田		

茨城県告示第308号

昭和42年10月2日付滑川好道ほか17名から申請のあつた小桜土地改良区の設立は適当と決定したので、土地改良法第8条第5項の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類の名称
小桜土地改良区定款写し
小桜地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧の期間 昭和43年3月25日から4月14日まで
- 3 縦覧の場所 八郷町役場

茨城県告示第309号

里川堰土地改良区から昭和42年12月1日付申請のあつた磯部地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

里川堰土地改良区定款写し

磯部地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年3月25日から4月14日まで

3 縦覧の場所 常陸太田市役所

~~~~~  
**茨城県告示第310号**

昭和43年1月25日茨城県告示第80号による新利根川土地改良区の正志開拓地区土地改良事業は、昭和43年3月9日認可した。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

~~~~~  
茨城県告示第311号

昭和43年1月25日茨城県告示第78号による新利根川土地改良区の上之島地区土地改良事業は、昭和43年3月9日認可した。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

~~~~~  
**茨城県告示第312号**

昭和43年1月25日茨城県告示第79号による新利根川土地改良区の阿波崎地区土地改良事業は、昭和43年3月9日認可した。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

~~~~~  
茨城県告示第313号

昭和43年1月25日茨城県告示第77号による新利根川土地改良区の上須田土地改良事業は、昭和43年3月9日認可した。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎
~~~~~

**茨城県告示第314号**

昭和43年 1 月 25 日茨城県告示第76号による新利根川土地改良区の八千石地区土地改良事業は、昭和43年 3 月 9 日認可した。

昭和43年 3 月 18 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

---

**茨城県告示第315号**

昭和42年 9 月 4 日茨城県告示第1137号による土浦市外十五ヶ町村土地改良区の栗原地区土地改良事業は、昭和43年 3 月 11 日認可した。

昭和43年 3 月 18 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

---

**茨城県告示第316号**

土地改良法第87条第 1 項の規定に基づき、県営玉造地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を定めたので、同条第 4 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年 3 月 18 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

玉造地区土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間 昭和43年 3 月 27 日から昭和43年 4 月 16 日まで

3 縦覧場所 玉造町役場

---

**茨城県告示第317号**

土地改良法第87条第 1 項の規定に基づき、県営神の池地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を定めたので同条第 4 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年 3 月 18 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

県営神の池地区土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間 昭和43年 3 月 27 日から昭和43年 4 月 16 日まで

3 縦覧場所 神栖村役場

---

**茨城県告示第318号**

土地改良法第87条第 1 項の規定に基づき、県営勝瓜大井口地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を定めたので、同条第 4 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年 3 月 18 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類  
県営勝瓜大井口地区土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間 昭和43年3月27日から昭和43年4月16日まで
- 3 縦覧場所 下館市役所

茨城県告示第319号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から昭和42年12月18日付申請のあつた土地改良事業(維持管理計画変更)は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款写し  
土地改良事業(維持管理計画変更)計画書
- 2 縦覧の期間 昭和43年3月25日から4月14日まで
- 3 縦覧の場所 土浦市役所  
大穂町役場  
谷田部町役場  
牛久町役場  
茎崎村役場  
桜村役場  
豊里町役場  
伊奈村役場  
阿見町役場

茨城県告示第320号

昭和42年6月2日付で土浦市外十五ヶ町村土地改良区から申請のあつた定款変更を3月12日認可した。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第321号

昭和42年9月25日付で東茨城郡小川町大字百里370宮沢昭ほか2名から申請のあつた土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法第95条第3項において準用する同法第8条第5項の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類の名称

(ア) 百里第3地区土地改良事業共同施行規約写し

(イ) 百里第3地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年3月25日 } 21日間  
昭和43年4月14日 }

3 縦覧の場所 小川町役場

茨城県告示第322号

昭和42年9月25日付で東茨城郡小川町大字与沢1561高塚惣一郎ほか1名から申請のあつた土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法第95条第3項において準用する同法第8条第5項の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類の名称

(ア) 百里第4地区土地改良事業共同施行規約写し

(イ) 百里第4地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和43年3月25日 } 21日間  
昭和43年4月14日 }

3 縦覧の場所 小川町役場

茨城県告示第323号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和43年3月18日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県道

2 路線名 小場常陸大宮停車場線

3 起点及び終点 起点 那珂郡大宮町大字小場 県道長沢水戸線分岐から  
終点 那珂郡大宮町大字西町 常陸大宮停車場まで

茨城県告示第324号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和43年3月18日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎



- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小場常陸大宮停車場線
- 3 道路の区域

| 路線名        | 区 間                       | 整地の<br>巾 員      | 延 長                                   |               |                                       |
|------------|---------------------------|-----------------|---------------------------------------|---------------|---------------------------------------|
|            |                           |                 | 実延長                                   | 重用延長          | 計                                     |
| 小場常陸大宮停車場線 | 那珂郡大宮町大字小場<br>県道長沢水戸線分岐から | メートル<br>4.5~8.5 | メートル<br>5,599.0<br><del>6,278.0</del> | メートル<br>905.7 | メートル<br>6,504.7<br><del>7,183.7</del> |
|            | 那珂郡大宮町大字西町<br>常陸大宮停車場まで   |                 |                                       |               |                                       |

茨城県告示第325号

道路法(昭和27年法律第180条)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和43年3月18日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 小場常陸大宮停車場線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字小場県道長沢水戸線分岐から  
那珂郡大宮町大字西町常陸大宮停車場まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年3月18日

茨城県告示第326号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。  
その関係図面は、昭和43年3月18日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸大宮停車場線
- 3 起点及び終点 起点 那珂郡大宮町常陸大宮停車場から  
終点 那珂郡大宮町一般国道118号線交点まで

## 公 告

### ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和43年3月18日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧架空送電線66KV工業用水供給工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
鹿島郡神栖村大字鱒川  
鹿島郡鹿島町鱒川  
鹿島郡神栖村大字下幡木字洲, 青北  
鹿島郡鹿島町大字根三田字東谷田, 中谷田, 東野田, 西野田, 中野田, 浜田, 沃橋, 大橋, 西谷田  
鹿島郡鹿島町大字大船津字町界, 下柳町, 坪毛川, 坪毛, 新田, 新田居下, 右馬尉, ラクマン, 藤町, 東メ掛, 中メ掛, メ掛, 横田, 鶴町横田, 青木町, 小袴, 東小袴, 小船津, 五郎丸, 東五郎丸, 西五郎丸, 根田, 東京田, 西京田, 山崎, 山崎横田, 村田, 宮下, 大溝子, 五反田, クツワダ, 谷田, 川ハタ, 柳町, 東角道, 西角町, 東浦田, 西浦田, 大線辺田, ツカコモリ, 東町, 東町横田, 上モリ, 時秀町, 香取町, 九反田  
鹿島郡鹿島町大字宮中字岩田, 稲古田, 稲古田前, 祝詞町, 塀合, 鶴来大堺, 金久保, 蒲田, 天神林, 宮中野  
鹿島郡鹿島町大字爪木字伊勢下, 東町, 和田戸, 出口, 沼, 沼尻, 野合, 長荒, 根本, 下池, 上池, 松山, 箕輪, ニタ作
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和43年3月20日から  
昭和43年9月19日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所